福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業の拡充について

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、

医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供する、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」について令和5年9月1日より拡充します。

拡充内容

保育所・学校等に在籍する医療的ケア児を対象とし、 保育所・学校等(登下校、校内・校外活動等)における訪問看護を実 施する場合、利用することができるようになりました。

- ◆利用の範囲は、<u>保育所・学校等の登下校時や校内・校外活動等において必要となる看護を実施する場合のみ</u>
- ◆学校看護師による医療的ケアの対象となる場合は、利用できません。

利用可能時間

医療的ケア児一人につき年間144時間まで

◆従来の年間48時間とは、別枠で利用できます。

サービス費用

本事業の利用にあたって、自己負担金はありません。

- ◆ 本事業にかかった経費は、福岡市からサービスを提供した訪問看護事業者に支払います。
- ◆ 交通費や外出先で発生する訪問看護以外の費用(施設の入場料など)については、訪問看護事業者から 費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護事業者にご確認ください。

拡充期間

令和5年9月1日~令和8年3月31日まで

制度に関する問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

福岡市役所 こども未来局 子育て支援部 こども発達支援課

TEL:092-711-4178 FAX:092-733-5883

メールアドレス:hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp

ホームページ: 福岡市 医療的ケア児在宅レスパイト事業 で検索してください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaij-sien/ikeaji-resupaito.html

